

疑問に
思ったことは
ないですか

?



勤務前に30分の掃除を命じられました。
無給と言われてます…
仕方なくやっていますが…
これって当たり前ですか？

実は、労働基準法に抵触している可能性があります。



掃除が会社の命令によっ
て行われているものなら
ば、その時間は勤務時間。
賃金が支給される対象で
す。

知っておくべき！

受講料
一時保育
共に無料!

働く人を守る ワークルール



法律を知ること、
知識をつけることは
「**身を守る力**」になります

自分のため、
周りのひとのため、
まずは**知るところから**
始めてみませんか！

10月15日(土)
14:00 ▶ 16:00

About

講師

佐崎 和子さん / 社会保険労務士

社会保険労務士事務所勤務後、パートタイム労働法に関わる業務やハローワークでの職業相談を経て、現在は福岡労働局総合労働相談コーナーの相談員として従事。「働く女性の全国センター」創立メンバーであり、現在は「はたらく女性の全国ホットライン」を担当。

福岡都市圏で働く女性の問題に取り組む「ワーキング・ウィメンズ・ヴォイス」の会員でもある。「キャリア・カウンセリングエッセンシャルズ(日本キャリア・カウンセリング学会監修)」「(金剛出版)を分担執筆



会場

男女平等推進センター
210・211 研修室

対象

女性・興味のある方
20名

注意

講座参加の際はマスクの着用
や入室の際の消毒等、ご協力
をお願いします。

申込

9月1日(木)9:30から受付開始
電話、FAX、電子申請、センター窓口
*一時保育(6ヶ月から就学前まで)は開催
日の7日前までに、手話通訳、要約筆記は
開催日の9日前までにお申込みください。



↑ 申込用
QRコード

同合

久留米市 男女平等推進センター
〒830-0037 久留米市諏訪野町1830-6えーるピア久留米内

Tel 0942-30-7800

Fax 0942-30-7811

Mail danjo-c@city.kurume.lg.jp